

兵庫県規則第 31 号

空家等活用特区審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（令和 4 年兵庫県条例第 22 号）第 26 条第 4 項の規定に基づき、同条例に定めるもののほか、空家等活用特区審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 5 人以内で組織する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第 6 条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、所掌事務について委員を助ける。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、知事が招集する。